

環境用語の解説（あいうえお順）

【あ】

ISO14000 シリーズ

ISO14000 シリーズは、国際的な非政府機関である国際標準化機構（ISO）が発行する環境マネジメントシステムに関する規格の総称であり、環境マネジメントシステム、環境ラベル、環境パフォーマンス評価（事業所ごとの評価）、ライフサイクルアセスメント（LCA。製品、サービスの評価）等の規格がある。平成8年秋以降に環境マネジメントシステム（ISO14001）が発行された。ISO14000 シリーズのうち、認証登録の対象となっているのは、ISO14001 のみである。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により設置された。世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている。2013（平成25）から2014（平成26）年にかけて、地球温暖化に関する最新の科学的知見をとりまとめた、「IPCC第5次評価報告書」が公表されている。

アオコ

アオコは、富栄養化の進んだ湖沼等で、夏季を中心に藍藻類（ミクロキスティス、アナベナなど）が異常に繁殖し、水面に青い粉をまいたような状態を指した呼称。

赤潮

海中のプランクトンが大量に繁殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生のメカニズムは完全には究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、^{りん}等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害として、（1）赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する。（2）赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中的DO（溶存酸素量）が欠乏する。（3）有毒物が赤潮プランクトンにより生産、排出される。（4）細菌が増殖する。などの諸説がある。

アスペスト（石綿：いしわた、せきめん）

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物の総称。アスペストは、耐熱性、耐薬品性、抗張力、耐摩耗性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える形態での利用があつたといわれている。

その纖維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスペストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスペストが飛散して吸入してしまうおそれがある。

アスペストの種類には、クリソタイル、アンソフィライト、アモサイト、トレモライト、アクチノライト及びクロシドライトがある。

硫黄酸化物（SOx）

工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大

*本文に記載のある環境用語は、初出箇所に表示（例：地球温暖化▼）をしています。

気汚染の原因となる。SOxと略称され、二酸化硫黄（SO₂）の他、三酸化硫黄（SO₃）、硫酸ミスト（H₂SO₄）などが含まれる。特に二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」（昭和43年）では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

イクレイ（ICLEI）－持続可能性をめざす自治体協議会

環境保全に意欲的な世界の自治体のネットワーク化をめざし、平成2年9月に設立された機関であり、自治体の持続可能な開発に向けた取組を支援するとともに、世界の自治体が直面している環境問題の解決のための共同プロジェクトなどを行っている。

一酸化炭素（CO）

炭素または炭素化合物が不完全燃焼した場合に生じる無色・無臭の気体。血中のヘモグロビンと容易に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。このため大気環境基準が設定され、「大気汚染防止法」（昭和43年）に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度を定め、規制を行っている。

1.5°C特別報告書

1.5°Cの気温上昇にかかる影響、リスク及びそれにに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの削減（緩和）等に関する特別報告書のこと。平成30年の第48回IPCC総会にて、承認・受諾された。正式名称は、「1.5°Cの地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5°Cの地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関するIPCC特別報告書」。

エアレーション

湖の底に大きな泡を断続的に発生させ、水を一気に押し上げることにより、浅いところの水と深いところの水を入れ替え、湖の表層水温の低下と水温の均一化により、藻類（アオコ等）の増殖を抑制しようとする仕組みをいう。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう環境マネジメントシステム、その取組の評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮の方法。2004（平成16）年に認証・登録制度が導入された。ガイドラインは2009（平成21）年の改訂後、2017（平成29）年に環境経営の有効性を高めることができるよう改訂された。

エコドライブ

急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転方法。排気ガスを抑制することでNOx（窒素酸化物）などの大気汚染物質や温室効果ガスであるCO₂（二酸

化炭素) 等の排出が抑えられる。環境保全効果の他にも、燃料代の節約効果や、穏やかな運転につながることにより、事故防止の効果も期待できる。

ESCO (Energy Service Company) 事業

ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス(省エネルギー診断、設備機器等の整備、省エネルギー効果の検証、設備機器等の維持管理等)を提供する事業で、必要な費用は、ESCO事業者により保証された光熱水費の削減分で対応する事業をいう。

SPM (浮遊粒子状物質)

(→「浮遊粒子状物質」の項)

SS (浮遊物質量)

(→「浮遊物質量」の項)

NO_x (窒素酸化物)

(→「窒素酸化物」の項)

NPO

Non-Profit Organization (民間非営利団体) の省略形で、ボランタリー活動を行う特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)及び法人格をもたない団体のことである。

オゾン層

地表20～25kmの成層圏には、オゾンが高濃度で分布するオゾン層が存在している。このオゾン層は、生物にとって有害な紫外線を吸収する作用をもっているが、近年、冷媒などに用いられるフロン等の物質により破壊され、特に、極地におけるオゾン量が減少している。

南極上空では、その特殊な気象条件などから春期(9～10月頃)にオゾン全体量が著しく低下する現象(オゾンホール)が70年代の終わり頃から観測されている。

汚濁負荷量

汚濁負荷量とは、水域に流入する家庭や工場など陸域から排出される有機物、窒素、燐(りん)等の汚濁物質の量をいい、排水量とその汚濁物質の濃度の積で計算され、1日当たりのトン数で表される。東京湾など閉鎖性の高い海域では濃度規制だけでは不十分なため、汚濁負荷量総量の制限による総量規制を実施している。

汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程において生じた泥状のものをいい、動植物性原料を使用する各種製造業の排水処理などから生ずる有機性汚泥と、浄水場の沈澱池等から生ずる無機性汚泥などがある。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。京都議定書では、地球温暖化対策として、温室効果ガスのうち、人間活動により増加している二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質を削減対象としている。

【か】

合併処理浄化槽

浄化槽は、水洗トイレからの汚水(し尿)や、台所、

風呂場等からの排水(生活雑排水)を、微生物の働きなどをを利用して浄化し、きれいな水にして放流する施設で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽がある。合併処理浄化槽を設置した場合、単独処理浄化槽を設置した場合に比べ、汚れの量を約8分の1に減らすことができる。なお、現在では浄化槽とは合併処理浄化槽を示すものとされ、単独処理浄化槽の製造や新規設置は認められていない。

かながわ地球環境保全推進会議

1993(平成5)年1月に策定された地球環境保全に向けた行動指針である「アジェンダ21 かながわ」の推進母体として、県全体を活動対象とする県民の団体、企業の団体、県及び県内市町村を構成団体として設置された。2003(平成15)年10月に、旧アジェンダの成果と課題を踏まえ、より実効性ある「新アジェンダ21 かながわ」が同会議において採択されたことに伴い、マイアジェンダ登録をした個人、団体等からなる「実践行動部会」を構成団体に加え、持続可能な社会かながわづくりに取り組んでいる。

2014(平成26)年8月には、「新アジェンダ21 かながわ」策定後10年が経過し、生物多様性の保全や地球尾安協問題など、深刻化する地球規模の環境問題を解決するため、「新アジェンダ21 かながわ」の改訂を行い、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」を2015(平成27)年7月に策定した。(→「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」の項)

環境会計

企業等が持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し、伝達する仕組み。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。

典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では人の健康や生活環境に与える影響について、定量的な測定方法により的確に把握できないなどの理由から、環境基準が設定されていないが、これら3つを除いた大気汚染(二酸化窒素の大気中の濃度の基準など)、水質汚濁(カドミウムの水中の濃度の基準など)、土壤汚染(カドミウムの土壤から溶出する量の基準など)及び騒音(住居用地域の時間帯ごとの大きさの基準など)の4つについては、環境基本法に基づき環境基準が定められている。

また、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準がダイオキシン類対策特別措置法に基づき定められている。

環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているもので

あり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境報告書

企業等の事業者が、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいう。

環境マネジメントシステム

環境マネジメント（環境管理）は、企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるための仕組み。ISO14000 シリーズでいう環境マネジメントシステムとは、企業などの事業者が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きを指しており、また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理の実行状況の点検作業を環境監査と呼んでいる。

気候非常事態宣言

2016（平成 28）年 12 月に宣言をしたオーストラリアのメルボルンにあるデアビン市を皮切りに、世界各地で国、自治体、大学等が気候変動への危機感を示し、緊急行動を呼びかける取組。世界各地での気候非常事態宣言の取りまとめを行っている Climate Emergency Declaration and Mobilisation in Action によれば、2021（令和 3）年 1 月 7 日時点で日本の国会を含めて 33 か国の 1,864 の自治体等（8 億 2,000 万人の人口規模に相当）が宣言。なお、このうち、我が国の自治体は、2021（令和 3）年 1 月 7 日時点で長崎県壱岐市など 45 自治体。

気候変動

気候変動適応法第一条では、気候変動を「地球温暖化その他の気候の変動」と定義しており、人の活動に伴う温室効果ガス排出により生ずる人為起源の地球温暖化はもちろんのこと、地軸の傾きや地球の挙動変化の周期、太陽周期の変動、火山活動といった自然起源によるものを含む総称として「気候変動」としている。

気候変動枠組条約（UNFCCC）

「地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目的とした国際条約。1992（平成 4）年 5 月に国連総会で採択され、同年 6 月に開催された地球サミットで 150 カ国以上が署名し、1994（平成 6）年 3 月に発効した。その後毎年締約国会議（COP）が開催されている。正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」（United Nations Framework Convention On Climate Change）

京都議定書（Kyoto Protocol）

1997（平成 9）年 12 月、第三回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議）において採択され、2000（平成 12）年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。我

が国においては、2008（平成 20）年～2012（平成 24）年の第一約束期間に、温室効果ガスを 1990（平成 2）年レベルで 6% 削減することが求められている。

また、第 18 回気候変動枠組条約締約国会議（COP18）では、2013（平成 25）年～2020（令和 2）年を第二約束期間に設定するための改正が採択されたが、我が国は第二約束期間に参加していない。

揮発性有機化合物（VOC:Volatile Organic Compounds）

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、炭化水素系物質を主とする。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあり、主なもので約 200 種類ある。塗料溶剤（シンナー）、接着剤、インキ、一部の洗浄剤等に含まれており、固定発生源からの、大気排出量は年間約 67 万トン（平成 28 年度）と推計されている。SPM や光化学オキシダントの原因物質の一つであるため、その対策の一環として、平成 18 年 4 月から大気汚染防止法による VOC 規制が行われている。

近郊緑地保全区域

首都圏整備法上の近郊整備地帯（無秩序な市街化の防止を目的に指定）において、良好な自然の環境を有する緑地を保全するために、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定される区域。指定区域内の特に良好な自然の環境を有する部分は、特別保全地区として厳しく各種の行為が制限され、その代償として土地買入れ制度が設けられている。

なお、同様の制度として、近畿圏におけるものがある。

健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、カドミウム、鉛、水銀等の重金属やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物等 27 項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

光化学オキシダント（Ox）

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応（光化学反応）を起こし、オゾン（O₃）、ペーオキシアセチルナイトレート（PAN）の光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。

これに風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、光化学反応により生成された二次汚染物質が多く滞留し、白くもやがかったようになる。これを光化学スモッグという。

光化学スモッグが発生した時は、光化学オキシダントにより眼やのどに刺激を受けたり、葉が枯れる等の被害が発生しやすい。

このように、光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため大気環境基準が定められている。

光化学スモッグ

（→「光化学オキシダント」の項）

公共下水道

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排除し、終末処理場で処理または流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

公共用水域

公共用水域とは、水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共こうきょ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

固定発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類される。固定発生源としては、工場・事業場に設置されるボイラー、金属加熱炉、ガラス溶融炉、廃棄物焼却炉などがあり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機などがある。

大気汚染防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例などにより、固定発生源については、ばい煙（排煙）の規制が実施され、移動発生源については自動車の排出ガス規制などが実施されている。

【さ】

再生可能エネルギー

「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

COD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）

CODとは、水に含まれている有機物の量を表わす指標であり、水の中に含まれている有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものである。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

自然環境保全地域

自然環境保全条例に基づき、野生生物の生息地、優れた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域。自然環境保全地域は、特別地区と普通地区に分けられるが、特別地区において工作物の新築など自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為には許可が必要とされ、普通地区でも一定の行為については届出が必要である。

なお、制度上、自然環境保全法に基づき、国が指定する自然環境保全地域もあるが、県内に指定地域はない。

持続可能な開発（Sustainable Development）

「環境と開発に関する世界委員会」の報告書（1987

年）において、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすこと」と定義しているように、環境と開発を相反するものとしてではなく、互いに共存するものとしてとらえ、環境を保全してこそ将来にわたっての開発を実現できるという考え方である。

また、平成4年に国際自然保護連合（IUCN）、国連環境計画（UNEP）、世界自然保護基金（WWF）が共同で作成した「新・世界環境保全戦略」では「持続可能な成長というのは矛盾した術語であって自然界では無限に成長できるものではない」と指摘した上で「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成すること」と定義している。

臭気指数規制

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭は、悪臭防止法に基づいて規制を行っている。法に基づく規制基準には、「特定悪臭物質」と「臭気指数」の2通りの方式があり、臭気指数規制とは「におい」そのものを人の嗅覚を用いて評価する手法である。臭気指数は、試料とする気体又は水の臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数（臭気濃度）を求め、当該臭気濃度の値の対数に10を乗じた値である。平成29年4月現在、県内で臭気指数規制を採用しているのは、県及び市（横浜市及び川崎市を除く。）である。

生活環境項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩等の13項目がある。基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水などの水利用目的や水生生物の生息状況に応じて区分された類型ごとに定められている。

生態系

様々な生きものを中心に、大気、水、土壤といった環境要素が相互に関わりながら、森林や里山、河川、海といった、1つのシステムとして機能する環境のまとまりをいう。

生物多様性

生物多様性に関する条約において、全ての生きものの間に違いがあることをいうものとされており、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。

【た】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1

月 15 日施行)により、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾーフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の 3 物質群と定義されている(単一の物質でないため、「物質群」としている)。ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在しているため、全体の毒性の強さを表わすために、最も毒性が強い 2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾーパラージオキシン (2, 3, 7, 8 - TCDD) の量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。

ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温(800°C以上)ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は 2, 3, 7, 8 - TCDD に発がん性があるとされているが、催奇形性や内分泌かく乱作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。(→「TEQ」の項)

脱炭素社会

「二酸化炭素排出実質ゼロ」と同義。人為的な発生源による二酸化炭素の排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成している状態。IPCC の 1.5°C 特別報告書によると、今世紀末までの気温上昇を 1.5°C に抑えるためには、世界で 2050 年までに脱炭素を達成する必要があることが示されている。令和 3 年 1 月時点で、日本を含めて 121 か国が脱炭素化を表明済。国内では、令和 2 年 12 月時点で、201 自治体が表明済。

丹沢大山自然再生委員会

市民団体、学識経験者、企業、行政など多様な主体で構成され、丹沢大山の自然環境の保全と再生を推進するため、自ら自然再生事業に関する普及啓発等を推進するほか、構成員が主体となって実施される自然再生事業に関する助言・評価と支援を行っている。

地域制緑地

法令や条例に基づき土地利用に制限をかけることによって保全される緑地。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) の予測によれば、1986 年から 2005 年を基準とした 2081 年から 2100 年における世界平均地上気温の上昇幅が 0.3 ~ 4.8°C、平均海面水位の上昇幅が 26~82cm と予測されている。温暖化によって、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。(→「温室効果ガス」の項)

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法第 37 条に基づき、地域における地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識の

普及、地球温暖化対策の推進を図るために活動に熱意と識見を有する方々を都道府県知事等が委嘱するもの。

推進員は、県内の各地域で、それぞれの経験や知識を活かして、地球温暖化問題に関する普及啓発など、様々な活動を行っている。

地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策推進法第 38 条に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発等を行うこと等より地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする NPO 等で、都道府県知事等が指定するもの。

窒素酸化物 (NOx)

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空气中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) であり、発生源で発生する窒素酸化物は大部分が NO であり、大気中で酸化されて NO₂ となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。

窒素酸化物は人の健康に影響を与える。特に二酸化窒素は、呼吸系への悪影響があることから大気環境基準が定められている。また窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

中間処理 (廃棄物)

中間処理とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって、形態、外観、内容等について変化させ、生活環境の保全上支障の少ないものにする行為であり、最終処分(埋立及び海洋投入)に至るまでに行われるさまざまな処理をいう。脱水、乾燥、焼却、中和、破碎、溶融などが代表的な方法である。

鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲を禁止する区域で、土地利用上の規制はないが、特に必要がある場合に指定する特別保護地区では、水面の埋立、干拓、立木竹の伐採などに、県知事の許可を必要とする。

鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区に分けられる。

DO (溶存酸素量 : Dissolved Oxygen)

DOとは、水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。河川や海域の自浄作用や魚類などの水生生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には通常 1L 中に 7 ~ 14 mg 程度あるが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少する。

低公害車・九都県市指定低公害車

電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出し

ない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。

具体的な例としては、電気・燃料電池・天然ガス・(プラグイン)ハイブリッド自動車がある。このほか、ガソリン・ディーゼル自動車であっても首都圏の九都県市が独自の基準に基づき指定した、窒素酸化物などの排出量が少ない九都県市指定低公害車がある。

TEQ(毒性等量:Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類の毒性は、その種類によって異なるので、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8 - TCDD の毒性の強さに換算して示すこととなっており、その換算値であることを表すため「TEQ」(ティー・イー・キュー)という記号で表示する。例えば、ダイオキシン類の水質環境基準は 1pg - TEQ/L と表される。

DME (ジメチルエーテル)

石炭等の燃料のガス化や天然ガスなどを原料にして生成できる常温で無色・無臭の気体で、粒子状物質などの有害物質を出さない軽油代替燃料としてディーゼルエンジンにも利用可能である。

特定悪臭物質規制

特定悪臭物質規制とは、悪臭防止法に基づく規制基準の 1 つであり、悪臭の原因となる特定の物質として悪臭防止法施行令で指定されたアンモニアなどの 22 物質の排出濃度を規制する方式である。なお、県内の市町村では平成 29 年 4 月現在、横浜市及び川崎市がこの規制手法を採用している。

特定外来生物

おおむね明治元年以降、海外由来の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、国によって指定されたもの。

特定外来生物に指定されたものについては、輸入や飼育、栽培などが原則禁止されるとともに、必要に応じて防除の対象となる。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するため各種の規制法は、「特定施設」を対象に届出制度を設けている。

大気汚染防止法では、大気汚染に係る事故が発生した場合に措置を講じるべき施設として、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（特定物質）を発生する施設をいう。

また、水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法及び振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

特別管理廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物

よりも厳しい規制を行っている。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分類され、PCB廃棄物や廃石綿(アスベスト)などが指定されている。

特別保護地区(鳥獣保護区)

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護を図るために必要があると認めた場合、鳥獣保護区の区域内に、特別保護地区を指定することができる。特別保護地区内では水面の埋立、干拓、立木竹の伐採等、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのあるものは許可を必要とする。ただし、軽微なもののは必要としない。

特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする、都市計画法第 8 条に規定される地区をいう。この地区内では、通常の管理行為以外は厳しく規制され、その代償として土地の買入れ制度が設けられている。

土壤汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壤が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壤の汚染といふ。

土壤の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等 29 項目が定められている。

トラスト緑地

県が自然環境等を保全するために設置した基金（かながわトラストみどり基金）を原資として買い入れた緑地や、企業や個人から寄贈された緑地、（公財）かながわトラストみどり財団が土地所有者と緑地保存契約を結び保全している緑地などをいう。

【な】

ナショナル・トラスト運動

ナショナル・トラスト運動は、環境破壊から貴重な自然や歴史的環境を保存するために、市民自ら寄附金を集め土地や建物を買い取り、保存・管理・公開する運動で、19 世紀末にイギリスで始まった。

日本では、御谷（おやつ）騒動（鎌倉鶴岡八幡宮裏の山林開発計画を阻止する運動と、そのための住民による募金活動）に端を発した「（財）鎌倉風致保存会」の活動を第 1 号として、北海道斜里町の「知床国立公園内 100 平方メートル運動」や、和歌山県田辺市の「天神崎市民地主運動」などが知られている。

神奈川県では、昭和 60 年に（財）みどりのまち・かながわ県民会議（平成 7 年に（財）かながわトラストみどり財団に名称変更。平成 24 年から公益財団法人化）を設立し、かながわトラストみどり基金や市町村などと連携してナショナル・トラスト運動を推進している。

二酸化窒素(NO₂)

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸と

ともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。(→「窒素酸化物(N Ox)」の項)

農業集落排水施設

農業用水の水質保全や農村における生活環境の改善のほか、併せて公共用水域の水質保全を図ることを目的とした、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設のことをいう。

【は】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらなどがあげられる。

ばい煙

工場や事業場などのボイラーや焼却炉などで燃料を燃焼した場合に発生する硫黄酸化物や窒素酸化物などをいう。

大気汚染防止法において、次のとおり定められている。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という）

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうと定義されている。（「廃棄物処理法第2条」）

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される。

「産業廃棄物」は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

排出基準（大気汚染防止法）

大気汚染防止法において、工場などに設置されるばい煙発生施設等で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙等の量の許容限度をいう。現在排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん、政令で指定されている有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物）、揮発性有機化合物（VOC）及び水銀がある。

排出基準には国が定めた全国一律の基準と都道府県が一定の区域を限って条例で定める上乗せ基準とがあ

る。国の定める排出基準のうち硫黄酸化物の規制は、全国をいくつかの地域に分け、各地域ごとに煙突など排出口の高さに応じ1時間ごとの硫黄酸化物の排出許容限度を定めている（K値規制方式）。一方、ばいじん、窒素酸化物などの排出基準は、ばい煙発生施設の種類、施設の規模ごとに排出ガス中の濃度を規制している（濃度規制）。

硫黄酸化物とばいじんにつき大気汚染が特に深刻な過密地域における新設施設に対し特別排出基準がある。これら排出基準を超えてばい煙等を排出した場合には、改善命令、一時停止命令を都道府県知事からばい煙等を排出する者に対して発することができるほか、罰則も課せられる。

パリ協定

平成27年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組みで、平成28年11月4日に発効した。

主要内容としては、世界共通の長期目標として2°C目標のみならず1.5°Cへの言及、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

PRTR（環境汚染物質排出・移動登録：Pollutant Release and Transfer Register）

一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出るとともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECDは平成8年2月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が公布された。平成13年4月より、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、平成14年4月からは都道府県を経由し、国への届出義務が生じている。

非意図的生成物質

意図せざるものとして生成された化学物質のこと。例えばダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生じてしまった有害物質である。

BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）

BODは、水に含まれる有機物量を表す指標であり、水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量を、有機物の量に換算したものである。BODの数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

一般にBODは、炭素系の有機物の分解によるものが主なもので、水中の有機物全量を知る直接的な指標とはならないが、この値の大きい排水を河川等に排水すると、水中の溶存酸素の欠乏を招き、自浄作用を損なう結果となる。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

絶縁油、熱媒体、塗料、インキなど広範囲に使用されていたが、分解性が低く、生体内への蓄積性が高い。慢性毒性も高く、昭和49年に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」で製造、輸入、使用が原則禁止されている。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）やポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）と構造や毒性が類似しているコブラナーPCB（PCBの一種）も「ダイオキシン類」として規制の対象としている。

PDCAサイクル

Plan（プラン：目的・目標・プログラムを定める）、Do（ドゥ：実行する）、Check（チェック：定期的に取組状況を点検・是正する）、Action（アクション：全体を見直す）を継続的に回すこと。PDCAサイクルにより環境配慮に取り組むことで、環境への効果が高まることを期待している。

ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトップ（Bio Top）

ドイツ語でBio（生物）、Top（所）を意味し、学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。生態系の保全の観点からは、ポツンとビオトップを整備（確保）するのではなく、生物の移動が確保できるようビオトップ・ネットワークの形成が重要とされている。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質（PM: Particulate Matter）のうち、粒径が0.0025mm以下の微細な粒子の総称である。主な発生源は、浮遊粒子状物質と同様であるが、人為発生源由来の粒子の比率が高いといわれている。呼吸器の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、大気環境基準が設定されている。

ppm（parts per million）

ppmとは、濃度の単位で、100万分の1を1ppmと表示する。例えば、1m³の空気中に1cm³の硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を1ppmと表示する。

風致地区

都市における風致を維持するため、都市計画法に基づき定める地区。他の緑地保全制度とは少し異なり、良好な市街地形成を誘導する「まちづくり制度」としての特色をもち、地区内では、建築物の建築や宅地の造成等の行為に対して、条例により一定の規制を行う。

富栄養化

富栄養化とは、湖沼、海で植物が生育するうえで必要とする栄養物質（代表的なものとして窒素、磷（りん））が低い濃度から次第に高い濃度に増加して、栄養物質が豊富になっていくことをいう。その結果として、植物プランクトンが大量に増殖することがあり湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、水道水の浄水操作や魚類の窒息死などの障害が発生する場合がある。

浮遊物質（SS : Suspended Solids）

水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこと。数値（mg/L）が大きい程、その水の濁りが多いことを示す。

浮遊粒子状物質（SPM : Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的の粒径が大きく沈降しやすい降下ばいじんと大気中に長期間浮遊する浮遊粉じんがあり、浮遊粉じんの中でも粒径が0.01mm以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）という。

浮遊粒子状物質は、大気中に長期間浮遊し、気管に入りやすく、肺に沈着しやすい。高濃度になるとぜん息、気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となるおそれがあることから、大気環境基準が設定されている。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（砂じん、火山灰、森林火災の煙など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。

フロン

フロンとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称であり、世界的にはフルオロカーボンと呼ばれている。無色・無臭の気体または液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材等の発泡用途に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることにより、オゾン層の破壊を引き起こすとして、昭和62年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。我が国では、CFCが平成7年末に生産が全廃され、HCFCも段階的に生産が削減され、令和2年には生産の全廃が決定している。さらに、HFCについては、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化の温室効果が高いことから、この面での抑制も新たに行われることになった。

ボランタリー活動

ボランティアやNPO（民間非営利団体）が行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること目的とする非営利の公益的活動（いわゆる宗教、政治、選挙活動を除く）のこと。

【ま】

マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有あるいは吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。2015年独G7首脳宣

言においても、海洋ごみ（とりわけプラスチック）が世界的な問題であることが確認された。

木工沈床

間伐材を使用して組んだ枠の中に河原の石を詰めて、護岸下の河床などに設置する伝統工法。河床の浸食を防ぐとともに、石の隙間に魚類や昆虫の生息空間を確保することができる。

【や】

有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取しつづけることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、平成8年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。

特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の22物質が定められている。

有害鳥獣

法令による有害鳥獣の定義はないが、一般的には、経済活動や生活環境等に害性を及ぼすものを、有害鳥獣といっており、排泄物等により被害を与えるものや、農林水産物等を食害するものが大部分である。

有機汚濁物質

すべての物質は、有機物質又は無機物質に分類される。有機物質は、炭素を含む化合物（一酸化炭素(CO)と二酸化炭素(CO₂)を除く。）の総称であり、生物体で作られる炭水化物、脂肪、タンパク質などのほか、人工的に合成された多数の有機化合物がある。通常、有機汚濁物質という場合は、生物によって代謝分解されやすく、特に毒性のない化合物を対象とし、有機燐（りん）系農薬や有機塩素化合物などの毒性が問題となる物質は有害物質として取り扱う。

【ら】

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、污水幹線管きょ・中継ポンプ場及び終末処理場から成る。事業主体は原則として都道府県である。

林床植生

森林はさまざまな高さをもった植物の組み合わせによる多層構造であるが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生のこと。

類型指定

騒音に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準の一部項目については、複数の類型別に基準値が設定されており、ある地域や水域がどの類型に該当するかを当てはめる必要がある。国や都道府県がこの当てはめをすることを類型指定という。

騒音に係る環境基準は、土地の利用状況に応じて区分された類型ごとに基準値が定められている。

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じて河川・湖沼・海域別に区分された類型ごとに基準値が定められている。（→「生活環境項目」の項）

歴史的風土保存区域

都市化に伴う開発から、京都・鎌倉・奈良等かつての政治・文化の中心であった古都における歴史的風土

を保存し継承するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）に基づき指定される区域。指定区域内の特に重要な部分は、特別保存地区として、各種の行為が厳しく制限され、その代償として土地の買入れ制度が設けられている。鎌倉市御谷地区での開発計画に反対する住民運動が、法制定の契機となった。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある動植物のデータ集で、世界レベルでは国際自然保護連合（IUCN）が発行している。日本では1991（平成3）年に環境庁（現在の環境省）が動物分野、1989（平成元）年に（財）日本自然保護協会及び（社）世界自然保護基金日本委員会が植物分野のそれぞれ日本版レッドデータブックを発行し、2000（平成12）年からは環境省がその改訂版を順次発行している。神奈川県でも県立生命の星・地球博物館が3年間の調査期間を経て1995（平成7）年3月に神奈川県版レッドデータブックを発行し、2006（平成18）年7月には改訂版を発行している。

【わ】

私たちの環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ

ローカルアジェンダである「新アジェンダ21かながわ」を引き継ぐものとして、平成27年7月にかながわ地球環境保全推進会議で採択された地球環境保全のための行動指針。県民の日々の生活、企業の事業活動、行政の取組の中で、地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を10の項目、90の行動メニューとして取りまとめている。（→「かながわ地球環境保全推進会議」の項）